

新人事・賃金制度見直し反対シリーズ 18

旅費から特殊勤務手当、今回職務手当と

乗務労働の実態を考慮せず改正されてきた

今回の提案で特殊勤務手当を廃止し、これに代わり職務手当が新設されました。乗務員は「乗務員手当」に変更されました。本線乗務をしている乗務員は48,000円から55,000円の手当が当月払いで支給すると提案されました。

乗務員の仕事量は何で判断するのか？

かつては、乗務員は「乗務旅費」が支給されていました。乗務旅費は1ヶ月に乗務した距離に単価を乗じて計算した手当でした。その後、現行の「特殊勤務手当」に変更され、距離に関係なく1日単位で手当が付く計算に変わりました。それが今回月割りの手当に変更されたのです。

JR東海労は乗務旅費が特殊勤務手当に変更されるときに、乗務員の仕事量は距離に比例するとして乗務旅費廃止に反対しました。運転士で言えば列車を運転している距離が長いほど事故に遭遇する危険が増えます。高いリスクを背負って仕事をしています。

そういった実態のなか、日割りの特殊勤務手当になり、今回月割りの手当になろうとしています。一ヶ月に20日乗務しても、1日も乗務しなくても同額支給では、何のために手当を付けるのか分からなくなります。

ハイリスク・ローリターンの手当の改定

リスク(事故の確率)が上がるならば、それに見合った手当を付けるのが当然ではないでしょうか。会社は努力した者が報われる制度と言います。その月に事故の可能性が高い乗務員(より長い距離を運転した乗務員)と事故の可能性が少ない乗務員が同じ手当でいいのでしょうか。職場のモチベーションは下がり、そのような職場風土で、安全意識が薄れる事が危惧されます。

乗務員の手当は安全への投資だ！